

# 第15回独立行政法人評価委員会

農林水産省大臣官房文書課

午後1時30分 開会

松本委員長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第15回農林水産省独立行政法人評価委員会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の会議でございますが、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第1項において、会議の定足数は過半数とされておりまして、本日は委員27名のうち18名の方々にご出席いただいておりますので、本日の委員会は成立要件を満たしていることをまずご報告申し上げます。

それでは、本日の審議についての説明及び配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

文書課長 農林水産省の官房文書課長荒川でございます。

7月の人事異動で前の佐藤にかわりまして着任いたしております。ごあいさつが遅くなりました。よろしく申し上げます。それでは、着席して説明させていただきます。

まず、お手元に配付資料が置かれていますので、これらの資料確認をさせていただきますと思います。

まず、頭に配布資料の一覧という1枚紙がございます。その下に、本日の議事次第の1枚紙があろうかと思えます。その下に資料1から資料3-4-2まで、資料1、資料2、資料3-1、3-2、3-3、3-4-1と3-4-2ということで、整っておりますでしょうか。これが本日の配布資料一覧でございます。

議事につきましては、今委員長からお話ございましたが、4法人につきましては、きょうは調査、ご審議をいただくということで、既に分科会でもご熱心なご審議をいただいておりますが、本委員会におきましても、調査、審議をよろしく願いたいと思います。

以上です。

松本委員長 それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

まず、最初の議事についてでございますが、各分科会の審議の経過及び結果についてでございます。昨年12月の評価委員会以降、各分科会において、19事業年度の業務実績評価などについてご審議をいただいております。分科会における審議の経過及び結果につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則第9条第3項の規定に基づきまして委員会に報告いただくことになっておりますが、各分科会の審議の状況については資料2をごらんいただいて、各分科会からのご報告とさせていただきたい、このように思っておりますが、これでよろしゅう

うございますか。

(異議なし)

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議事でございます中期目標期間の評価に移りたいと思います。

本日は、農林水産省が主管となっております農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、それと緑資源機構の評価について各分科会の担当の委員から審議の状況についてご報告をいただいた後、質疑応答の時間に入りたいと思います。

それでは、まず農畜産業振興機構について、農業分科会の青柳委員からお願いをいたします。

青柳委員 それでは、農畜産業振興機構の第1期中期目標期間中の評価結果の概要につきまして、農畜産業振興機構プロジェクトチームを代表しまして、私、青柳からご報告申し上げます。

プロジェクトチームのメンバーは、安部委員、石田委員、福田委員と私の4名でございます。

第1期中期目標期間の評価結果についてご説明します。

評価結果の詳細については、お手元に配付されております資料3-1の8ページから109ページの独立行政法人農畜産業振興機構の中期目標期間業務実績評価シート(案)のとおりでございますが、評価結果の概要について、同資料の1ページから7ページの独立行政法人農畜産業振興機構の第1期中期目標期間中の評価結果の概要について(案)に取りまとめておりますので、これに沿ってご説明させていただきます。

全体的な評価結果といたしましては、第1期中期目標期間の業務実績は、中期計画で掲げられた中項目の3段階評価については、すべてがA評価と判断できること。独法化の趣旨を念頭に理事長のリーダーシップのもと、年度計画の達成のみに拘泥することなく、業務への創意工夫、業務プロセスへの重視、中期計画を上回る実績の達成や新たな業務の実施等への取り組みの努力が随所に見られるなど積極的に業務を展開したと考えられることから、全体として中期計画が達成されているAと判断いたしました。

1の評価に至った理由。まず、(1)評価の手法ですが、プロジェクトチームは、平成20年7月22日に検討会を持ち、機構から提出されました自己評価シート、補足資料等に基づき、業務実績の内容を聴取し、業務実績についての評価の作業を進めました。

(2)評価実施の過程としましては、評価の実施に当たり、各事業年度における小項目の評価結果を集計し、評価基準に基づき、中項目の評価を行いました。その結果、中項目では21項

目中19項目がA評価となり、中期計画において予定されていないこと、または業務の実施に至らなかったこと等により、評価対象外となった項目が2項目ありました。

大項目の評価は、中項目の評価結果の積み上げ結果、3段階評価ですが、を踏まえつつ、留意事項を勘案して行った結果、7項目中5項目が達成されている(A)と評価しました。

また、中期計画において予定されていないこと、または業務の実施に至らなかったことにより評価対象外となった項目は2項目でした。

次に、業務運営に対する主な意見等については、同資料の1ページの最終行から2の留意事項等として記載しております。時間の関係もございますので、主な項目を簡単にご報告させていただきます。

1、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置として、の事業費の削減・効率化については、平成14年度に比べ平成19年度実績で58%と中期目標に照らし十分に削減されています。

の業務運営の効率化については、本部事務所の統合、役職員数の削減、給与等の引き下げを行ったほか、平成19年12月に策定した随意契約見直し計画に基づき、事務室の賃貸借契約等、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等へ移行するなど随意契約の積極的な見直しに取り組み、退職手当を除く一般管理費は平成14年度に比べ平成19年度実績で20%抑制されています。人件費の削減については、平成17年度に比べ、平成19年度実績で4.5%削減しております。

また、機構は平成17年12月1日から取り組んでいる「給与構造の見直し」を着実に推進しているほか、平成19年度からは新たな人事管理制度として、管理職ポストオフ制度、管理職への昇格抑制等を導入し、一層の人件費削減に取り組んでおります。

なお、平成19年度の地域・学歴別のラスパイレス指数は、平成16年度の116.4から111.9へと4.5ポイント低下し、人件費の削減に積極的に取り組んでいます。

の内部監査体制の充実強化については、内部監査を行う専門の部署を設け、内部監査規程及び内部監査マニュアルを制定した上、計画的に内部監査を実施しています。

なお、平成16年度においては、監査体制、これは内部監査マニュアル等、それから監査方法ですが、特定非営利活動法人情報公開市民センターの特殊法人等の監査体制ランキングにおいて、調査対象全53法人中2位、小規模法人19法人中1位にランク付けされております。

の機能的で効率的な組織体制の整備については、機構の発足に伴い旧農畜産業振興事業団と旧野菜供給安定基金の事務所及び総務・経理部門を平成15年に統合しております。

また、平成19年度の制度変更に伴い、新たな砂糖・でん粉業務を円滑に実施するため、特産

関係部の組織を見直し、再編しました。

さらに、組織全体の合理化の観点から、本部、地方事務所を一体的に見直し、平成17年度に神戸事務所を廃止、平成19年度に砂糖・でん粉関係の交付金交付業務を的確に実施するため、地方事務所等を10から3に再編、合理化しております。

2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置についてですが、4ページでございますが、の指定乳製品等の輸入については、毎年度、国が機構に通知した全量について輸入契約の締結を行うとともに、その輸入、売買を適切に実施したほか、平成19年度においては平成20年度分の輸入入札を前倒しで実施し、需給状況に適切に対応しております。

の補助業務については、国の補助事業を補完的に行うもの、それから農畜産業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものとして、機動的、弾力的に実施することとされており、機構は事業計画どおりに事業が達成されるようにするため、適時に事業主体からの進捗状況を聴取し、必要に応じて現地指導を行うなど業務遂行のプロセスを重視した取り組みを行うよう努力しております。

の畜産関係の補助事業については、我が国における鳥インフルエンザやアメリカにおけるBSEの発生という不測の事態の発生が畜産農家や外食産業等に及ぼす影響を抑えるため、独法化の趣旨を踏まえ、要綱の制定、改正等の作業を極めて短期間のうちに終え、事業の早期執行に努力しています。

特に、平成16年に山口県で鳥インフルエンザが発生した際、機構担当者が直ちに出向いて、地元と補助要件の調整を行いつつ事業要綱の制定を行い、事業を早期に執行するなど機構としての役割を適切に果たしています。

3の予算、人件費の見積もりを含みますが、予算、収支計画及び資金計画についてですが、の余裕金の効率的な運用状況については、資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的な運用を行っています。

旧法人が実施していた債務保証業務にかかわる破産更生債権等については、機構発足時に承継し、同額の貸し倒れ引当金を計上していますが、再生債権の弁済計画に基づき求償権の回収等に努めています。

関連法人等に対する出資は、その目的、必要性等が検討された結果、財務諸表及び附属明細書においても引き続き適切に管理されています。

以上が農畜産業振興機構の第1期中期目標期間の評価結果の概要でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、次に農業分科会の森田委員から農業者年金基金についてお願いをいたします。

森田委員 農業者年金基金プロジェクトチームの森田でございます。プロジェクトチームを代表して、プロジェクトチーム及び農業分科会における農業者年金基金の中期目標期間の業務実績結果、評価の検討結果につきましてご報告させていただきます。

当プロジェクトチームは、先月7月22日に、森田慎二郎専門委員、布施専門委員、それから私、森田の3名全員の出席のもと検討を実施いたしました。

また、その結果については、先週22日に開催されました農業分科会においてご報告したところでございます。

それでは、中期目標期間の業務実績評価についてご説明したいと思います。

資料3-2の1ページをごらんいただきたいと思います。

中期目標期間の業務実績評価につきましては、中期計画項目について各事業年度の中項目の評価結果を定められた評価基準に基づき集計した結果、すべての中項目についてA評価となったことから、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価といたしました。

その業務運営に対する主な意見等につきまして、主な項目を簡単にご説明させていただきたいと思っております。

なお、農業分科会において説明いたしました案のとおりであることを申し上げます。

まず、1点目としましては、1、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置でございます。

の運営経費の抑制につきましては、一般管理費、事業費ともに中期目標で定められた削減計画を達成されています。それから、随意契約については適正に行われており、引き続き随意契約見直し計画を適切に実施していただくようお願いいたします。

また、人件費については、行政改革の重要方針等に基づき削減するとともに、給与水準については、いわゆる地域別ラスパイレス指数を100にする目標が設定されており、当該目標の達成に向けて、引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

の申出書等の簡素化につきましては、申請書等の簡素化により業務量の軽減や基幹業務記録システムのダウンサイジングなどによる経費の削減が実施されております。今後とも、事務書類の簡素化、事務処理の迅速化等により、業務運営の効率化に努めていただくようお願いいたします。

の組織運営の合理化については、計画どおり常勤職員数を5名削減し、平成19年度末の職員数を目標どおり82名としております。

また、コンプライアンス委員会が設置されております。

次に、2の国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置についてでございます。

の国民年金被保険者記録との突合については、適切な年金給付を行うため不可欠なものであることから、不突合の解消に向けた取り組みをより一層努められるようお願いいたします。

それから、の年金資産の運用については、資金運用委員会において毎年度年金資産の構成割合の検証等が行われ、四半期ごとの運用状況はホームページ等で開示されています。

また、平成19年度には資産構成割合の見直しは適切に行われているところです。

年金資産の運用に当たっては、今後とも安全性、効率性を重視するとともに、被保険者などに対する運用結果の情報提供などに努めていただくようお願いいたします。

それから、2ページ目のの制度普及推進については、新規加入者が中期目標期間中に毎年度増加しております。目下、取り組まれております加入者10万人計画を確実に達成されるようお願いいたします。

次に、5の予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画でございます。

の予算執行については、区分ごとに適正な執行を行い、経費の削減計画が達成されています。

なお、委託費については、平成14年度比で約3割経費が削減されているなど、順調に削減されております。今後は、業務受託機関における委託業務の実施状況を業務実績報告書等により的確に把握するとともに、その実施状況や結果の検証を行い、業務委託全体の計画的な削減を図るようお願いいたします。

また、北海道と九州にある地方連絡事務所については、平成22年度までに廃止されるようお願いいたします。

の柏職員宿舎につきましては、適切に減損会計が行われています。今後、独立行政法人通則法が改正された場合、速やかに売却等の手続がとられるようお願い申し上げます。

最後になりますが、48ページ、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

農業者年金基金の業務実績の評価に当たりましては、旧制度にかかわる業務の部分につきまして、厚生労働省の評価委員会の意見を聞くこととされております。先日、7月23日付で意見を伺ってありましたところ、次の49ページでございますが、8月14日付で意見をいただい

るところでございますので、読み上げさせていただきます。

平成19年度及び中期目標期間における農業者年金基金の旧制度の給付に関する業務については、着実な実施状況にあると判断される。

なお、貴評価委員会においては、旧制度の給付に関する業務（法附則第19条第1項第3号に規定する業務）の評価については、取り組みの有無のみならず、取り組みによる効果にも着目した総合的な評価が行われるよう、配慮されたい。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、次に農業分科会の淵野委員から農林漁業信用基金についてお願いをいたします。

淵野委員 農林漁業信用基金プロジェクトチームを担当しております淵野でございます。

農林漁業信用基金の中期目標期間の業績評価についてご説明申し上げます。

信用基金のプロジェクトチームの検討会は8月6日に開催いたしました。信用基金から出されました自己評価シート及び補足資料に基づきまして業績評価の検討を行いました。その検討結果につきましては、8月22日の農業分科会において報告し、ご検討いただきました。

それでは、お手元の資料の3 - 3の1ページでございます。

最初に、総合評価の結果でございますけれども、農業分科会では総合評価といたしましては、業務が適切に行われていると判断いたしましてA評価といたしました。

評価する項目は、大項目で8つございます。それから、中項目が19ございます。1つの中項目がB評価ということでございましたが、総じて良好であるというふうに評価いたしました。

記載しておりますけれども、今後第2期中期目標期間においても、役職員一体となった取り組みを通じまして、農林漁業者の信用力補完という法人の重要な役割を発揮していただきたいと考えております。

なお、S評価またはD評価に該当する項目はございません。

2番目の業務運営に対する主な意見等でございますけれども、時間の制約もございますので、主な事項を中心にご説明させていただきます。

まず、大項目1の業務運営の効率化における（1）事業費の削減についてでございます。これは、数値的に見て大幅な削減が行われております。当法人の目標は、中期目標期間全体で事業費を5%削減するというところでございましたけれども、19年度決算では14年度予算に対しまして30.6%の減という数値が示されております。

この主な理由につきましては、その太宗を占めております貸付事業の減少ということでござ

います。これは、認定農業者等担い手向けの融資の取り組みが行われてまいりましたけれども、現在の低金利といった状況を反映しておりまして、農林漁業全般における制度資金の有利性が低下しているといういわば外部要因によるものだという判断をしております。

次に、(2)の業務運営体制の効率化についてでございます。ご承知のとおり、平成16年12月6日に、それまでの農業、林業、漁業、農業災害補償、4分野に分かれておりました事務所の本部事務所の統合を完了しております。この事務所統合の成果を踏まえまして、段階的に管理部門のスリム化などの組織体制の見直しを実施していることなどから、効率化に向けた努力が行われているという判断をいたしました。

次に、経費支出の抑制についてでございます。(3)の後段の第4番目のパラグラフのところでございますけれども、随意契約の見直し状況につきましては、国の取り組みを踏まえ、平成19年度に随意契約見直し計画を策定するとともに、計画の進捗管理とその厳正な実施を行うため、契約審査委員会を設置しております。

さらに、契約情報公表要領を定めまして、一定金額以上の契約状況を公表しているなど、随意契約の適正化に向けた取り組みが行われていると判断いたしました。

また、平成19年度に締結した随意契約については、その理由が適正であるということも確認いたしました。

次に、2ページでございます。給与水準の改善についてでありますけれども、ラスパイレス指数の引き下げに向けて、国以上の給与カーブのフラット化、特別都市手当の削減などを行っております。その結果、地域別、学歴別を勘案した指数は、16年度対比で3.7ポイント減少し、102.0%になっており、改善の努力が認められます。

今後とも、こうした取り組みを適切に行うことによりまして、国家公務員とは職務、職責が違うという点は配慮しなければならないわけでありまして、第2期中期計画の達成に向けて努力していただきたいと考えております。

次に、2ページの中ほどよりも下のほうですけれども、大項目の2つ目の国民に対する提供するサービスその他の業務の質の向上についてでございます。

信用基金においては、利用者に対する積極的な情報提供あるいはアンケート調査等を通じた利用者の意見の聴取に取り組んでおりまして、これらの取り組みは適切と判断しております。

次に、大項目の3つ目の予算、収支計画及び資金計画についてでございます。3ページでございますけれども、中ほどに、業務収支の均衡における漁業信用保険の事故率について記載しております。

漁業信用保険の事故率については、求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み、事前協議の範囲の拡大など収支改善に向けた取り組みを励行してまいりました。

しかし、資源状況の悪化とか魚価の低迷に加えて、原油価格等が高騰したことの影響を受けて、多額の代位弁済が発生したことから、設定した事故率の1.15%以下という目標を上回り1.51%でございました。

目標値を上回る結果となりましたけれども、これは外的な要因の影響であろうと考えておりますけれども、いずれにしましても目標値と実績値の乖離幅があろうと考慮しまして、小項目でB評価といたしました。

次に、求償権の管理・回収についてでございますけれども、努力はいたしておりますけれども、数値結果では目標をやや下回ったことから、小項目でB評価といたしました。

この結果、中項目で業務収支の均衡においては、小項目でB評価が2つございましたので、B評価といたしました。

なお、第2期中期目標期間においては、政策目的を阻害することがないことにも留意しつつ、第2期中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支が黒字化、収支改善をすることを目指した取組努力を期待したいと思っております。

次に、4ページでございます。最後にその他の(3)のところでありますけれども、平成18年11月の勧告の方向性で指摘を受けておりました事項、あるいは昨年12月の独立行政法人整理合理化計画において講ずべき措置という指摘がございますけれども、そういったものの着実な実施に取り組んでいただきたいということを記載しております。

以上が信用基金の業績評価についてでございます。よろしくお願いたします。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、次に林野分科会の太田分科会長から緑資源機構についてお願いをいたします。

太田委員 林野分科会から緑資源機構に対する評価の審議状況を説明いたします。

関連資料は、最後の2つ、3-4-1と3-4-2でございます。評価の対象である緑資源機構は、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行により、4月1日をもって解散しております。このため、廃止法において今回の評価は業務を継承した森林総合研究所と国際農林水産業研究センターが、それぞれ緑資源機構にかわって評価を受けることが定められております。したがって、お配りしている資料のとおり、評価書も両法人に対するものとしてそれぞれ作成しているということでございます。

今回の緑資源機構への評価に当たり、林野分科会におきましては、評価の対象が不祥事の発

生を契機として組織が解散したという前例のない状況を踏まえ、総合評価をどのような方法で行うのがより適当であるかを一生懸命議論いたしました。ワーキングチームで議論し、さらに林野分科会で議論しております。

林野分科会において定めております評価基準では、総合評価の評点について、中期計画の各項目に即して評価単位を設定し、評価単位ごとに計画に対する達成の度合いを足し上げて平均値を算出し、これに応じてアルファベットの指標を与えるという方式を掲げ、従来これを採用しておりました。

同時に、評価基準では本評価基準に定めるもののほか、評価の実施に当たり必要な事項については、林野分科会において決定するものとするという規定があり、結論から申し上げますと、今回の緑資源機構への総合評価の実施に当たっては、評価基準のこの規定を採用すべき状況にあると、このように判断をいたしました。

具体的には、不祥事の発生による組織の解散という事実について、このようなことは中期計画において全く想定していないことであり、総合評価に当たり、従来採用していた中期計画の達成度合いを数値化して足し上げるという方法では、緑資源機構という組織全体への総合評価を的確に行いきれないと判断いたしました。

このため、あくまでも評価基準の枠内において、より適切な方法について林野分科会で一生懸命検討した結果、分科会としての意思を誤解なく示す方法として、実は他省庁においても従来から多く採用されている方法でもあります具体的な文章の記述による方法を採用することといたしました。どうぞご理解よろしくお願ひいたします。

項目別評価の評価結果については資料に所載しているとおりであり、森林総合研究所が受けることとされた23の評価単位と国際農林水産業研究センターが受けることとされた2つの評価単位のそれぞれについて評定を行っております。

前者については3ページに具体的な内容が出ております。

業務を継承された2つの法人においては、今後の業務に反映していただきたいと考えております。

以上で審議の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから意見交換の時間に入りたいと思います。ただいまご説明がありました件について、どなたからでも結構でございます。ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

いかがでしょうか。小林委員、どうぞ。

小林委員 各法人に共通ですが、ラスパイレス指数が示されていて、当初高かったものが削減されたというのが評価の対象になっていますが、削減してなおかつ111.9というのと、ほぼ100に近いものとかいろいろあります。

また年金基金については、後の具体的な記述には出ていますが、概要では実際の数値が出ておらず、「人件費削減についてはさらに努力に努められたい」ということで、これは一見B評価の希望が書かれているようで評価の結果を示していません。評価の結果はどうなっているのか表現が疑問です。

いずれにせよ、それぞれについて数値が相当異なっているので、その整合性についてお聞きしたいと思います。

松本委員長 それでは、ただいまの委員からのご質問に、それぞれのところで回答をお願いいたします。

まず、農畜産業振興機構のほうからお願いします。

農畜産業振興機構 農畜産業振興機構の理事長の木下でございます。

ご指摘のように、私どもの農畜産業振興機構、地域・学歴別給与を勘案いたしますと、平成19年には111.9というふうになっているわけでございます。私ども、農畜産業振興機構は独立法人化されて以降、給与の引き下げに努めてまいりましたけれども、そもそもの成り立ちからこのような状況になっているわけでございます。私どもは、平成20年度から始まりました第2期中期目標期間で、可能な限り100に近づけるよう、先程青柳委員から説明のあった様々な方策を講じているところでございます。

特に、私どもは平成17年12月から「給与構造の見直し」を行っておりまして、毎年給与の引き下げをしておりますほか、平成19年度からは新たに昇給幅の抑制あるいは管理職割合の引き下げ等々によりまして、このような目標を達成していきたいというふうに考えている次第でございます。

松本委員長 それでは、次は農業者年金基金のことでございますが、数値が出ていないという点も含めてご回答をお願いいたします。

農業者年金基金 恐縮でございますが、資料3-2の5ページをごらんいただきたいと思っております。

5ページの右下のほう、下から5行目か6行目のところでありますけれども、上記の取り組みにより、平成19年度において18年度の対国家公務員地域別指数が3.8ポイント低下し、106.2と

なつたと書いてございませう。18年当時は110でございませう。これが19年には3.8ポイント低下して106.2となつた、これが今現在の姿でございませう。それから、今年度から始まります次期中期計画の最終年度、平成24年度におきましては、現行はまだ106.2の水準であります、これを100にしていこうということで目標に掲げているということでございませう。

この全体の指数は地域別の指数であります、私ども農業者年金基金は平成19年度末の定員82名のうち北海道と九州を合わせて6名おりますけれども、これもあと2年しますと地方事務所を廃止いたします。基本的に東京で仕事をしておりますので、東京にいる国家公務員と地域別ということで比較をしております。

以上でございませう。

松本委員長 それでは、次に農林漁業信用基金について、ラスパイレス指数が異なる点も含めて回答をお願いします。

農林漁業信用基金 農林漁業信用基金でございませう。私どものラスパイレス指数につきましては、18年度104.6、それから19年度が先ほど説明がありましたかと思ひますけれども102.0ということで、着実に下げてきております。これは、私どもが極めて専門性の高い仕事をしておりますので、大卒のウエートが高いこと、それから事務所が東京都に1つということで、そういう意味では地域特性がございませう。いずれにせよ、次期中期計画においては、これを限りなく100に近づけるべく現在努力をしているところでございませう。

以上でございませう。

松本委員長 ただいまの回答いかがですか。

小林委員 大筋はわかつたのですが、余りにも違ひませうね。一番最後の102.0は納得できるのですが、ほかは削減したにもかかわらず、111.9と106.2では農水省全体の整合性というのは全く考えなかつたんですかね、当初。事業団から独法になつたときに、それぞれの目標に基づいて計画をつくつたのでしようが、説明できないほどの差異が生じています。実際の問題として、今般農研機構が緑資源から3 - 4 - 2の部分を引き受けたのですが、ラスパイレス指数を見たら118あるんです。これを研究法人として他の職員と整合性をつけるのに非常に苦勞するわけです。しかしかつて、特殊法人の生研機構を農研機構に併合したときには3年で整合させました。

ですから、農水省全体として法人化に伴う人件費の整合方策を講ずべきであつたのではないかと思ひます。独法化の際に目標としてしっかりと定めておけば計画もちゃんと達せられたのではないかと思ひます。信用基金に比べると他は1割ぐらひ違ひしているわけですから、少し問

題にしなければいけないのではないかと思います。評価は計画通りに実行しているかどうかで評価しますから、計画がそもそもよかったかどうかという評価はなされません。したがって、結果的にはこちらの法人の計画が余りにも甘かったということになるのだと思います。

そういう意味では、評価結果というのは計画がよかったかどうか、目標に対してよかったかどうか、その辺から本当は見直さなければいけないのではないかと思います。

松本委員長 今、小林委員からのご指摘のように、ラスパイレス指数が100より余りにもちょっと離れているような部分について、再度何か農畜産業振興機構とか、あるいは農業者年金基金のほうでご回答があれば受けますが、いかがですか。今後、努力するというようなことで…  
…。

農畜産業振興機構 私どもの農畜産業振興機構でございますけれども、特殊法人時代の畜産振興事業団あるいは蚕糸砂糖類価格安定事業団を母体にして設立されたものでございます。当時の畜産振興事業団あるいは蚕糸砂糖類価格安定事業団もそうでございますけれども、当時の規定によりますと、給与については、各所管大臣から大蔵大臣に協議を行い、各所管大臣の承認を受けて決められていましたが、給与水準の決め方については、当時の大蔵省の国会答弁では、特殊法人そのものの存続期間が限定されるかもしれないなど、国家公務員と比べて身分が不安定であること、共済、福利厚生施設等が国家公務員よりも低い水準にあることから、15%程度を目途に、国家公務員よりも高めに設定されていたと承知しています。平成15年10月に独立行政法人化されたわけでございますけれども、そのような経緯を持った特殊法人等を統合し、スタートしたという経緯から現在のような水準になっているというふうに理解をいたしております。

ただ、そのような経緯だけではなかなか問題解決しないというふうに私ども理解をいたしております。今期中期目標期間では、先ほど申し上げましたように、地域あるいは学歴を考慮したラスパイレス指数について、100を目指すべく努力してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

農業者年金基金 今、小林委員のお話の中に農業者年金基金についてもございました。現行106.2ということでありますが、平成15年10月に私ども独立行政法人になりました。特殊法人から独立行政法人になりましたその当初は、人員を削減していくというようなことがございましたが、このラスパイレス指数に基づく目標というのはございません。その後、平成17年の末だったと思いますけれども、行政改革の重要方針という中で閣議決定をされて、全体として給与の削減というのがございました。これは平成17年度を基準にして22年度までに5%、これは国

家公務員と同じような目標が定められたわけではありますが、その点につきましては、私ども計画どおりではなくて計画以上の削減をしてきております。

その結果、現時点では106.2ということでありまして、今度これを現行の先ほども申し上げましたが、平成24年度までに100にするという計画を持っております。そこでまたご判断をいただきたいと思います。

松本委員長 ほかの委員からご質問があればお伺いしたいと思います。太田委員、どうぞ。

太田委員 質問ではないんですが、今、小林委員からもちょっと出てまいりましたけれども、中期目標に向かってどのくらい進捗しているかという評価ですね。そうすると、中期目標が甘かったのかどうかというのがどうしても出てくるというようなことは、ラスパイレス指数だけではなくて、ほかのでもそうだと思いますが、私たちの分科会でも中期目標はどうだったのかということが何度も出てまいりました。

私は、この委員は2年目ですのでわからないんですけども、中期目標計画そのものもこの評価委員会で計画を承認するような形でしたっけ。とすると、実は中期目標自体にも我々評価側もかかわっているわけです。しかし、そのときに見通せなかったというようなことがどうしても出てくる。そういう場合には、機構側だけではなくて、独法側だけではなくて、我々もどうするかというのがありまして、うちの分科会でもかなりそういう議論をいたしました。

関連ですが、以上でございます。

松本委員長 ありがとうございました。

どうぞ、そのほか。

吉武委員 農林漁業信用基金に対してなんですけれども、農業信用保険勘定、それから漁業信用保険勘定なんですけど、これは保険金支払いの増加で悪化しているというふうに書いてありまして、それでなおかつ、恐らく私、生産のほう最近チェックしていないんですけども、漁業関係の保険に関しては、事故率とかが最近上がっていますので、かなり悪化しているような気がするんです。

それで、問題は、例えば農業にしる漁業にしる、最近の原油高騰とか、それから天候のことを考えると、恐らく保険金の支払いは今の条件でやっているとどんどん増えていくと思われまじすけれども、ここに書いてある求償権を行使して投下資本を回収するとか、それから保険料を上げるとか、そういうことではとても追いついていかないような気がするんです。

それで、今後どんどん悪化していくということに関しまして、例えば営利保険の場合ですと、割と自分の会社がみんな大事ですから、例えば審査条件を厳しくして、不払い問題とかありま

したけれども、できるだけ払わないようにする、それからできるだけまずい条件の人たちは入れないようにするといったことがあります。こういうこちらの保険の場合は、農業と漁業のためということを見ると、そういう基準を厳しくしていくというのは適當ではないと思うんです。なので、例えば今後この収支がどんどん悪化していくということに対して、例えば再保険を掛けるとか、何かほかに施策として考えていらっしゃるのでしょうか。

農林漁業信用基金 今の問題でございますけれども、ご案内のとおり、原油価格がこのような高騰状況、それから特に畜産等については飼料価格の高騰ということで、しかも上がり方が極端な状況でございます。したがって、保険事故が出ておりますのは、漁業について言えば例えば遠洋のマグロとか、一部養殖業もございますけれども、基本的には遠洋マグロでございます。

それから、農業のほうの保険事故の中心は畜産関係でございます。この点については、農水省もそれぞれ予算措置を毎年度とっておりますし、また今回は緊急対策をとっております。

そういう意味では、政策側も私どもの保険事故、最終的に私ども保険事故につながってくるという側面がございますので、予算措置はそれなりにとられておりますが、なおそれでも不十分な形で問題が出てきております。

私どもは、保険を引き受ける際に、供給構造を変えないといけないということから、残すべき農業者あるいは残すべき漁業者と激変緩和措置をとりながら撤退をしていただく農業者、漁業者を選別しながら、基金協会から保険を引き受ける際に私どもと事前協議をする形にしております。この保険を引き受けるかどうかについては、基金協会の段階で保証を引き受けるときに、特に大口については私どもと十分に協議をすることにしております。それから、保険金を支払う際にも、事前に基金協会と協議をするということ、しかもその協議を要する額を少し水準をおろして、もう少し子細にお互いに検討しようということにしております。

ただ、この問題も環境要因に属する部分と、それから経営者の資質の問題と両面ございます。この環境要因の余りにも劇的な変化については、これはなかなか難しいので、予算措置をとって、国家全体としてこの問題について取り組むような側面をお願いしたいと思っております。私どもも、漁業者や農業者にしわを極端に寄せるようなことは、私どもの役割からするといかななものかという気持ちもございます。

したがって、これは現場の農漁協の段階で、一番情報を持っているのはその段階でございますので、基金協会が融資機関と十分相談し、私どもとも相談しながらやっていきたいと思っております。

私どもが再保険をというふうな話が、例えばロンドン市場へつなぐということも理論的にはあり得るのかなとは思いますが、現段階では再保険の最終バッファは国家そのものだと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

松本委員長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。

児玉委員 私も今のご質問にちょっと関連しているんですけども、農畜産業振興機構のほうなんですけれども、2ページのところに、事業費の削減・効率化ということで、中期のほうでは58%と、非常に十分に削減されていると評価されていますが、こういう、今おっしゃったように、畜産のこういう外部要因がありまして、えさが高くなったり、今非常に肉用子牛価格も暴落しているという中で、これからの目標がどのように定められているのかということを知りたいのと、あと、削減・効率化していけば、本当に農家の方にいいのかどうかというふうに非常に単純に疑問に感じるんですが、そういった事業費が底をつくようなことがないように、今基金の方もおっしゃっていましたが、単年度の予算措置ではなかなか間に合い切れなような状況にまで畜産の場合いっていると思うんですが、その辺の対応をお聞かせください。

松本委員長 それでは、ただいまの委員のご質問に回答をお願いします。

農畜産業振興機構 まず、第2期の中期目標期間の事業費の削減・効率化の目標でございますけれども、19年度の9割以下の水準に抑制をするというのが第2期の中期目標期間の削減目標でございます。ただ、中期目標・計画においては、経済情勢あるいは農畜産業をめぐる情勢、国際環境の変化を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮するというような規定がございます。

したがって、目標として19年度の事業費の1割減を目標といたしておりますけれども、この間におけます農畜産業をめぐるいろいろな情勢に対応することにも配慮をするということも中期目標等にも書かれておりますので、私どもといたしましては今後の農畜産業をめぐる情勢に対しまして、機構としてやるべきことはしっかり対応していきたいというふうに考えております。

松本委員長 いかがですか。児玉委員、今の回答でよろしゅうございますか。ご理解いただけましたか。

児玉委員 具体的じゃないようなんですが、わかりました。

松本委員長 そのほかございませんか。

ありがとうございました。

それでは、ただいまいろいろなご意見を頂戴したところでございますが、一応ご理解を賜ったということで、今後の取り扱いについては、私にご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

松本委員長 よろしゅうございますか。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしましたけれども、太田委員からもご指摘がございましたように、中期目標の設定の仕方が相当甘いところもあるし、辛いところもあるということで、まちまちだったのではないかと、そういうこと、大変もったもなご指摘もいただいたところでございます。そういったことも含めて、全体を通してご意見あるいはご質問をちょうだいしたいと思いますのですが、いかがですか。

小林委員 中期目標、中期計画も各分科会に権限が委任されていますので、3法人の目標と計画も農業分科会でこれは承認されているわけで、ラスパイレス指数なども今後ぜひチェックしていただきたいと思います。

それから、これからの改革というのは分科会を超えた統廃合もありえるので、そのときに、受け入れ側が戸惑わないように、給与水準ばかりではなく様々な面で農水省全体としての目標や計画の基準をある程度統一したほうがよろしいのではないかと思います。

松本委員長 そのとおりだと思います。これについて何か事務局のほうからご意見ありませんか。

文書課長補佐 文書課で法人を担当しております鈴木と申します。

現在、中期目標にラスパイレス指数の目標を定めているのは、平成19年度に中期目標を定めた農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の3法人のみです。これは、中期目標期間の終了時に政策評価・独立行政法人評価委員会から示された勧告の方向性を受け、中期目標に削減目標を定めることとしたため、これ以前に定められた中期目標には示されていません。

独立行政法人の役職員の給与水準は、独立行政法人通則法に支給の基準を定め、これを主務大臣に届けると規定され、主務大臣へは届け出制として、法人の自律性が尊重されています。

また、支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならないと規定されており、法人が政府の出資により設立され、運営費の多くを国の財政措置に依っていることに鑑みて、国民の理解が得られる

ものとなっている必要があります。

このため、各独立行政法人のラスパイレス指数の目標は、業務の実績等から必ずしも同一なものにならないと考えられますが、国民に対し十分説明できるものとする必要があるとあります。

いずれにせよ、今後、中期目標を策定する独法があった場合には、中期目標を審議する各分科会に対し、他の法人の目標設定状況について、情報提供が可能となるよう配慮していきたいと考えています。

松本委員長 そのほかございませんか。

それでは、ほかにご意見、ご質問がないようでございますので、最後に事務局から連絡事項がございますので、よろしく願いをいたします。

文書課長補佐 それでは、最後に事務局から連絡させていただきたいと思えます。

本日の評価委員会の議事につきましては、議事規則に従い、議事録にて公開とさせていただきます。議事録ができ上がり次第、各委員の皆様にご確認していただいた上で、農林水産省のホームページにおいて公開することといたします。資料の公開につきましても同様となります。

今後のスケジュールですけれども、各分科会で審議いただいた平成19年度の業務実績評価結果と本日審議いただいた中期目標期間の評価結果につきましては、当省評価委員会から総務省の政策評価独立行政法人評価委員会に対して通知をいたします。その後、総務省の評価委員会にて、当省評価委員会の評価結果に対する評価、いわゆる二次評価が行われ、例年のスケジュールで審議が進みますと、年末ごろに総務省の評価委員会から当省も含めた各府省の評価委員会に対して意見が通知される運びとなっております。

なお、本日の資料につきましては、卓上にそのまま置いておいていただければ、事務局のほうで後ほど送付するように手配させていただきます。

以上でございます。

松本委員長 それでは、以上をもちまして本日の評価委員会を閉会とさせていただきます。

皆様方には、熱心なご審議をいただきましてまことにありがとうございました。

午後2時35分 閉会